

浄化槽清掃業許可証

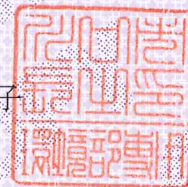
住 所 川口市上青木西5丁目13番24号

氏 名 神原商事 神原 秀禎

浄化槽法第35条第1項の規定及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
第44条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和8年 6月30日

川口市長 岡村 ゆり子



記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 業 者 番 号 | 第 2 2 号 |
| 2 許可の有効期間 | 令和 8年 7月 1日から
令和13年 6月30日まで |

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。